

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-1-1 主な着眼点</p> <p>(1)システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>(中略)</p> <p>II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>II-2 諸手続</p> <p>II-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登録の申請の処理</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>内閣府令第9条の規定による登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第40条第1項各号のうちで該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-1-1 主な着眼点</p> <p>(1)システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては取締役及び執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>(中略)</p> <p>II 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>II-2 諸手続</p> <p>II-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登録の申請の処理</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第9条に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（II-4参照）。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(中略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－４ 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>業務改善命令・業務停止命令の発出又は登録の取消しの不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法第 13 条に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施する。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>Ⅱ－４ 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には、弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>取消訴訟をすることが出来る処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(以下略)</p>